住民基本台帳法改正に伴う附票本人確認情報の利用について

1 住民基本台帳ネットワークシステムの概要

住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」)は、住民の利便の増進と行政の合理化に資するため、各市町村で整備している住民基本台帳の一部(本人確認情報)をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステム。本府では、住民基本台帳法(以下「法」)に定める事務のほか、法第30条の15に基づき、府が条例で定める事務についても本人確認情報(住民票コードを除く)を利用することができる。

(cf.本人確認情報)

氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報

2 住民基本台帳法の改正

- ○マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度であり、 住民票は国外転出時に消除されるため、国外転出者は利用できない現状
- ○国外に長期滞在する日本国民が増加
- ○デジタル化の進展により、官民のオンライン手続が多様化しており、国外 転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズの高まり

国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、 国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用を実現するために、 住民基本台帳法を含む関係法を改正

○住民基本台帳の改正概要

- ① 戸籍の附票の記載事項の追加【現行】氏名・住所⇒【改正後】4情報・住民票コード
- ② 附票ネットワーク(仮称)の構築
 - i) 住基ネットで国の機関等に対し、国外転出者の本人確認情報を提供
 - ii) 国外転出者のマイナンバーカード・公的個人認証の発行等に本人確認情報を利用

3 住民基本台帳法施行条例の改正と附票本人確認情報の利用

これまで、条例事務において国外転出者の生存確認等が必要な場合は、該当者の戸籍がある市町村に文書照会(公用請求)を行っていた。

今回の法改正により、住基ネットで附票本人確認情報を確認できるようになることで、今までの市町村への照会手続きを省略し、事務負担の軽減を図ることができるため、法施行条例で定める事務について附票本人確認情報を利用できるよう必要な改正を行う。

なお、法で定める事務で国外転出者に係るものについては、法改正により附 票本人確認情報を利用できるよう措置されている。

【附票本人確認情報の利用想定事務の例】

- ○道路交通法の規定による放置違反金の納付命令、通知、督促、徴収に関する 事務
- 〇そのほか、退隠料等の支給に関する事務や遺族年金支給に関する事務における支給対象者の生存確認などで利用が想定される。

4 条例改正スケジュール

改正法の施行期日が、当該法律の公布日(令和元年5月31日)から5年以内(~令和6年5月31日)で政令で定める日とされているが、現時点で施行日を定める政令が示されていないため、政令の公布の際、速やかに条例施行できるよう手続きを進める。

R	5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2		R6.6
		●審議会 諮問・答問	‡		2月議会^	<u>`</u>	施行
	条例案作成·完成				上程審議		I – 1
							, i